

1 産廃について

（1）西日本アチューマットの最終処分場

岡山市北区御津虎倉の西日本アチューマット株式会社の管理型産業廃棄物最終処分場と焼却場について、岡山市は10月6日に稼働を許可しました。

裁判は、住民が市を訴えている行政訴訟が続いています。

地域住民の願いは、安全で安心な豊かな自然環境を子孫に受け渡したいというものです。

9月議会で鬼木議員も取り上げておられましたが、住民の切実な思いに対する市の冷たい姿勢を感じ、残念に思ったところです。日本共産党岡山市議団もこの問題を長く取り上げてきた立場から、改めて質問します。

質問ア 住民と市との対話についてお聞きします。この間、住民からはどのような要望や意見が出されていますか。また、市から住民へはどのような働きかけを行っていますか。

質問イ 今後当面の稼働中に、市は安全の確保や検証のために、どういふことをどれくらいの間隔で行うのか、ご説明ください。

質問ウ 水源への影響は、住民が強く懸念していることの1つです。処分場にすぐ近い紙工浄水場は廃止が予定されていますが、農業用水の問題もあります。住民の懸念に対して、市はどんな対応をしているのか、ご説明ください。

（2）岡山市の現状と今後

質問ア 現在、新たな設置申請や許可申請が出ていますか。件数をお示してください。

質問イ 域外からの搬入の現状と推移、そして状況への所見をお示してください。

質問ウ 岡山市では、2009年から2019年の間に、産廃の排出量は1.2倍に対して、資源化量は1.8倍、最終処分量は1.1倍です。排出量自体を減らすこと、資源化を促進し最終処分量を減らすこと、これらについて市として考えられる課題や取り組んでいくことについてお聞かせください。

（3）産廃行政そもそも

質問ア 県による事業者への意識調査では、事業者と自治体が共同で処分場をつくる「公共関与による施設整備」や、一般の処分場で産廃を処理できるようにする「合わせ産廃」を求める意見がありますが、産廃処理を業とする事業者の都合のために、産廃処理に公費を投入するなど、大問題です。岡山市には、産廃処理は、そもそも排出者である企業・

事業者自らの責任であるという立場に立っていただきたいと考えますが、ご所見をお示しください。

質問イ 岡山市がこれまで述べてきた「産廃処分場は、申請が出たら、法律の定めにより手続きを進める」というのは手続き論です。一方で、全国には、自然環境保護など自治体が独自に定められる条例を制定し、結果として域外からの搬入や産廃処分場の新規建設を抑制・抑止する事例があります。その自治体は何を重視するかという政策判断が大切です。岡山市も、事務的な手続きの話ではなく、政策の問題として、自然環境や生活環境を豊かに、良好に保ち、将来世代に手渡していく立場に立ちませんか。市長の考えを明確にお示しください。

2 足守の観光振興について

※東原議員 12/6 への答弁とのカブリを事前に必ず確認のこと

これまでも様々な課題について取り上げてきましたが、文化財保護と観光の両面から、岡山市が地域住民の願いに応える姿勢に立つことを願って、再度質問します。

(1) 大光寺の保護と振興

岡山市北区足守にある大光寺は、豊臣秀吉の正妻ねねの兄が立てた足守藩の菩提寺であり、境内の霊廟は県指定重要文化財、墓などは岡山市指定記念物です。

この大光寺の損傷が進んでおり、たいへん心を痛めています。

質問ア 2020年6月議会では「保護、保存については所有者の責任のもと、県教育委員会や関係部局と協議」、2021年2月議会では「地元の文化財の調査を通じて、地元の方々の意向を知る」との答弁がありました。所有者の意向は何ですか。大光寺の所有者や関係者等との協議状況と合わせてお示しください。

質問イ 荒廃の進行はまったなしで、このままでは、県や市の指定文化財が消滅しかねない状況だと考えます。市は、何とかしないといけないと思っているのか、それともこのまま朽ちても仕方ないと思っているのか、文化財保護行政として現状認識とお考えをお示しください。

質問ウ 岡山市指定の文化財である墓などについて、市が保護のためにすべきことと、実際に取り組んでいることをご説明ください。また、どういう状況、状態、条件の時に指定が解除されるのか、また、指定の見直しはどのようなタイミングで行われるのかについて

ても合わせてご説明ください。

質問エ 産業観光局にお尋ねします。「足守街並みぶらり散策マップ」には、大光寺のことは記載されていますが、掲載されている大光寺霊廟は、現在拝観できません。観光客に周知しながら立ち入れない現状をどう考えていますか。県とは何らかの協議をしていますか。

質問オ インターネットで検索すると、見に来たが荒れているなどと、大光寺のことを写真付きで書いているブログ等が複数見られます。このことは、現状に対する心配とともに、一定の観光ニーズがあることを示しているのではないのでしょうか。文化財保護、観光振興それぞれで、このことをどう考えますか。

(2) 足守のまちなみ保全

それぞれの施設は、教育委員会文化財課、産業観光局観光振興課、北区役所土木農林分室などに所管が分かれています。また、実際の日常的な管理は、地元委託などしていますが、住民やボランティアの高齢化などで、管理維持が困難になっているとのこともお聞きしています。

足守歴史庭園から足守プラザまでを貫く通りはこのエリアのメインストリートです。また、徒歩で散策できる範囲の足守藩侍屋敷や近水園・吟風閣、木下利玄生家や足守文庫から大光寺に至るまでのエリア、さらには緒方洪庵誕生地や蘆森八幡宮など、周辺を含めたエリアは、戦国時代から江戸時代、明治大正期にいたるまで、歴史の要所に登場し、今も全国から見に来る人がおられます。

質問ア 歴史的、文化的価値のある建物や文物を保護するとともに、それを観光資源としても活用する観点で、周辺エリアを一体的に管理し、魅力アップに繋げていくことが出来ないのでしょうか。市の考えと課題をお示してください。

質問イ 岡山天守閣とその周辺や高松エリアなどでは、ストーリーを立体的に構築し、コンセプトを明確にして、施設整備や観光誘客が進められ、大きく成功しているとお聞きしています。足守エリアでも同様の取り組みをしませんか。

3 市営住宅について

市営住宅について、今回は、北長瀬みずほ住座で発生している課題について質問します。

北長瀬みずほ住座は、14 階建てに建て替えて、2020 年に完成しました。214 戸のうち、旧住宅からの住み替えと新規入居がそれぞれ約 100 戸ずつです。

広大な芝生や集会所の管理、共用部分の清掃など、住民にとって可能な範囲を超えたことが求められ、住民から悲鳴のような声が届いています。

市が、従来のルールを機械的に当てはめるのではなく、実情や経過を十分踏まえ、公営住宅法に基づいて対応するよう求めて、以下質問します。

質問ア 芝生の管理について、市は、他の市営住宅でも住民がしており公平性の観点から住民負担でと言っていますが、ここはあまりに広く、住民負担で出来るレベルを超えていると思います。市が購入して提供した草刈り機は家庭レベルの道具で、この管理には全く間に合いません。共用部分の階段や廊下の天井についても、住民が部屋から水を運んでいるなど清掃に苦慮していると聞いています。衛生環境の悪化や安全性の低下は、将来的に事故を招きかねません。例えば、用水の掃除は、地元町内会ができない場合には、市が業者委託して対応できることになっています。また公営住宅法の解釈を国に尋ねたところ、「実際に事業主体が行うべき管理の内容については、住宅によって異なることから、事業主体において総合的に判断されるもの」との回答がありました。北長瀬みずほの実情を踏まえ、市が何らかの管理を担いませんか。

質問イ 共有部分の管理については、法でも市条例でも、市と入居者双方に責任があると書かれていると認識しています。大きなマンションでは、たいてい管理人が置かれていて、一定の作業を担っています。市営住宅の入居者は、少なからず弱者であることも考慮に入れるべきです。住民に全面的に任せる姿勢を改めませんか。ご所見をお聞かせください。

質問ウ 市が設置した集会所があります。ここの窓は特注で、通常のカーテンでは間に合いません。夏冬の活動にエアコンは必須ですが、広大な室内をカバーするためには、かなりの台数か大規模な業務用が必要です。しかし、いずれも、市は住民負担としており、結果、この集会所は 2 年間ほとんど使用できていません。国からの回答は、「集会所の備品については、国の基準はありません。どのような備品を設置するかは、事業主体である地方公共団体が当該集会所の機能などを考慮して判断」です。必要十分な機能について、住民との間に齟齬があるのであれば、市として何らかの管理責任を負うべきではないでしょうか。せめて最初の設備については、市が導入しませんか。

質問エ 市営住宅条例について、現在の課題を整理し、見直しを行いませんか。